

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長 会議資料

令和 8 年 3 月

高齢者支援課

令和8年度当初予算案 国費：201億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初年度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たした場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

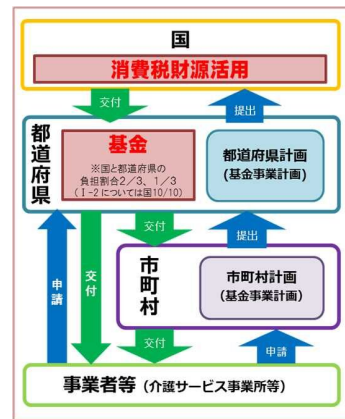
令和8年度配分基礎単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、配分基礎単価の上限額について、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

（参考）過去3年の引き上げ率

R5	R6	R7
+8.9%	+8.1%	+4.7%

<実施主体等>



地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）に係る令和8年度予算案及び執行方針等について

令和7年度全国厚生労働関係部局長会議資料
令和8年2月10日掲載 老健局説明資料

- 令和8年度における地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）に係る予算案については、
 - ・ 過年度に造成された基金の残額や自治体の計画状況等を踏まえた上で、
 - ・ 介護従事者の処遇改善の対応により介護報酬を必要な水準に引き上げつつ、介護保険制度関連予算との調整を行った結果、**対前年度▲52億円の約201億円**となった（令和7年度末における全国の基金残額は国費ベースで約600億円程度となる見込み）。
- 令和8年度は、各都道府県における基金保有率の均衡を図りつつ、限られた財源を適切に配分する観点から、都道府県ごとの過年度の執行状況や（要介護）高齢者数の伸び率等を踏まえ、国から各都道府県に対し、**過年度に造成した基金残額に応じた当年度交付上限額の水準を予め示した上で**、協議内容を踏まえた内示を行う予定（詳細は本年の課長会議でお示しする予定）。
- また、財務大臣・厚生労働大臣合意事項として、「今後、地域における介護人材・サービスが適切に確保されるよう、既存メニューの整理も含めた見直しを行いつつ、必要に応じて所要の対応の検討を行う」とこととされたことを踏まえ、**実態調査等を行う予定**。

<参考> 過年度の基金残額の活用に関する国の取組等

令和6年度基金管理運営要領等の改正

令和5年度の地方分権改革に関する地方からの提案

- ・ 造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。
- ・ 過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ベースではなく、事業の実施年度ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。

令和6年度以降、当該年度ごとに決定された交付額（都道府県負担含む。）・運用益・過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして基金事業を実施することを可能とする関係通知の改正を実施。

➡ 過年度に造成した基金の残余額を活用する場合における過年度の都道府県計画の変更を不要。

会計検査院法第30条の3に基づく報告（令和7年12月）

国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について（R7.12会計検査院）

- ✓ **基金の積増しを行う額の算定に当たり、過年度の執行状況、基金保有額等を十分に考慮すること**
- ✓ かい離率が大きくになっているなどしている基金は、その原因を究明して、事業の規模や実施方法等を検討して必要に応じて**基金の規模を見直すこと**
- ✓ 各府省庁が定める交付要綱等において、基金法人等から委託を受けた事務局が事務局業務の再委託を行う場合等に、あらかじめ各府省庁の承認を得る必要がある旨等の**規定を定めること**などにより、事務局業務が適切に実施されるようにすること
- ✓ 適切かつ定量的な全国単位の成果目標及び具体的な終了予定時期を設定するなどして、**適時に的確な点検を実施**できるようにすること
- ✓ 国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について**速やかに国庫返納**を行わせること

所見